

地域登録検査機関の登録申請手続

1 登録の区分等について

- (1) 登録の区分
 - ① 品位等検査（国内産農産物又は外国産農産物の別）
 - ② 成分検査
- (2) 手数料
 - 登録 1 件につき 15 万円
- (3) 登録の有効期間 5 年間

2 登録までの主な流れ

(1) 登録申請書及び添付書類を知事に提出。

- ① 品位等検査(国内産)
- ② 品位等検査(外国産)
- ③ 成分検査

(注) 検査を行う区域が複数である登録検査機関になろうとする場合は、地方農政局に申請する。

(2) 知事は、必要な書類が添付されていること、納付すべき手数料が納付されていることを確認した後、登録要件に適合しているか審査(書類審査及び現地審査)を実施する。

(3) 知事は、当該申請が登録要件に適合していることが認められた場合、地域登録検査機関として登録台帳に記載するとともに、①登録年月日及び登録番号、②地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、③農産物検査を行う農産物の種類、④登録の区分、⑤農産物検査を行う区域、⑥農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類(⑦業務委託を行う、又は委託を受ける場合は、委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公示。

3 登録申請書の記載

1	主たる事務所	名称	所在地	電話番号
	従たる事務所			
3	登録の区分	品位等検査		成分検査
4	農産物の種類			
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無				
備考 5				

①主たる事務所
登記事項証明書に記載された主たる事務所等を記載

②従たる事務所
主たる事務所以外の事務所であって、農産物検査を行う場所(検査場所)を管轄し、検査請求の受付、帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所を記載
名称は、組織規程等に記載された支店、部、出張所等の名称を記載

③登録の区分
品位等検査又は成分検査のいずれか一方のみを行う場合は、該当する区分以外の区分を二重線で抹消する。

④農産物の種類
国内産農産物又は外国産農産物の別及び農産物の種類を記載
(規則第1条の表の上欄)
もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば、でん粉
(例:国内産玄米、外国産小麦)

⑤登録検査機関名の略称
略称を使用する場合は略称名を記入する。

4 登録申請に必要な書類について

(1) 登録検査機関登録申請書(様式第1-1号)

(注: 佐賀県証紙を申請書に貼り付けること)

(2) 添付書類

- ① 定款及び登記事項証明書
 - ② 役員の氏名及び住所を記載した書面
 - ③ 申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
 - ④ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類(申請時に翌事業年度の予算が決定していない等、知事がやむを得ないと認める事情により、当該書類が作成されていない場合には、作成後速やかに提出することを条件として申請書を提出する。)
 - ⑤ 申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類
 - ⑥ 検査場所に関する書類(所在地の地図・見取り図、検査場所の写真(全体・内部等)及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類(登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書等))
 - ⑦ 農産物検査に必要な器具機材の写真
- なお、計量法(平成4年法律第51号)に規定する特定計量器には、定期検査を行っていることがわかる写真等を添付する。

5 業務規程の取扱いについて

(1) 業務規程の記載内容

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を様式例第1号に倣って作成する。

(2) 業務規程の届出

確認に必要な書類を添付して知事に届け出る。

(3) 変更登録及び登録事項の変更に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

6 等級証印及び農産物検査員認印の管理等について

(1) 登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、様式第4号による等級証印印影届出書及び様式第5-1号による農産物検査員認印印影届出書を知事に届け出る。

(2) 等級証印及び農産物検査員認印の印影を変更した場合にあっても同様とする。

7 登録の更新について

(1) 登録更新手数料 10,100円

(品位等検査及び成分検査の両方を行う場合でもそれぞれの手数料とする。)

(2) 登録の更新の際には、登録検査機関が登録要件に適合しているか定期的に確認する必要があることから、登録と同様に添付書類の確認を行う。

8. 変更登録について

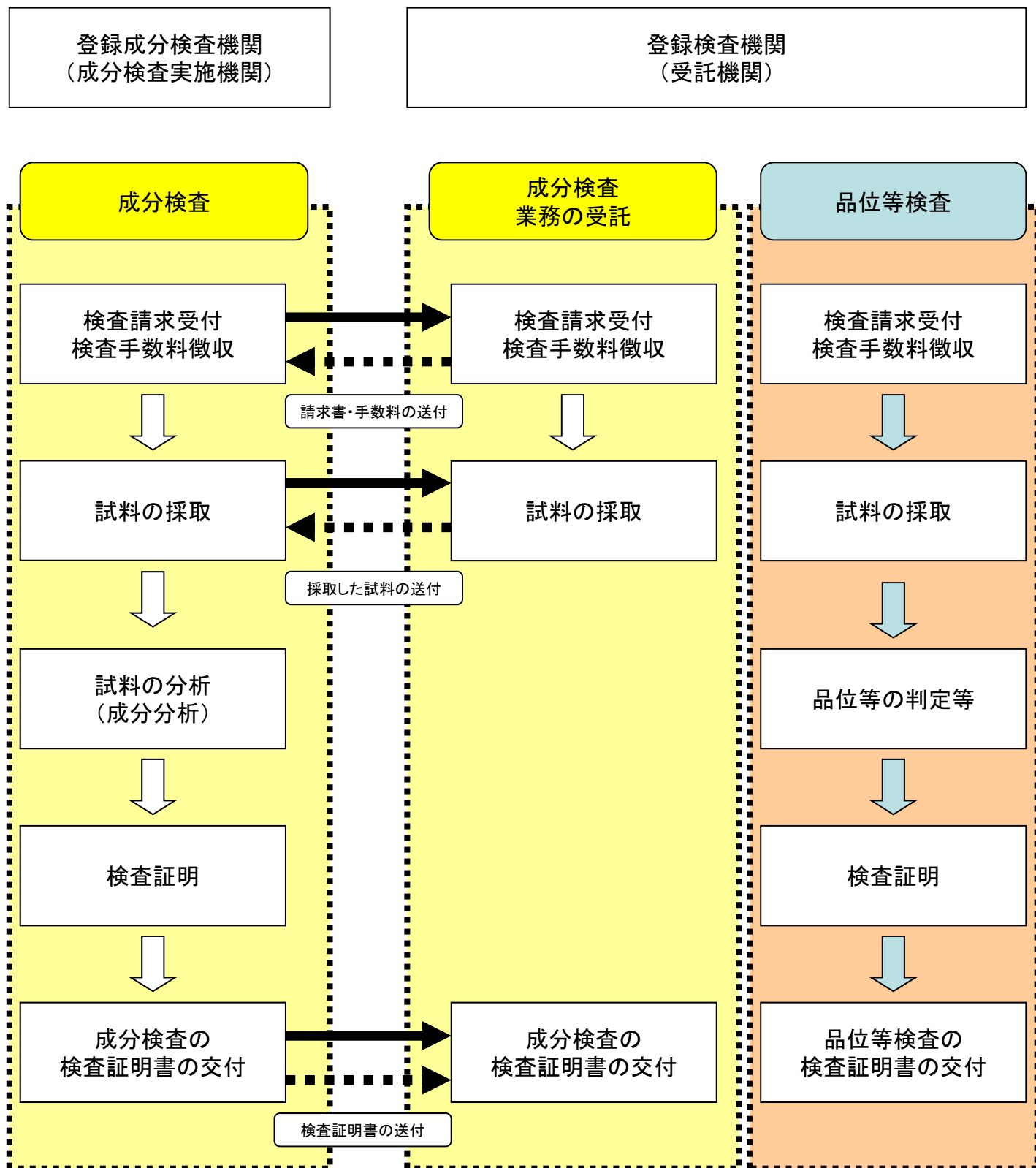
(1) 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類、農産物検査の登録の区分、農産物検査を行う区域を変更する場合に、変更登録を行う。

(2) 変更登録手数料

- ① 変更登録(登録の区分の増加に係るものに限る。) 1件につき 15万円
- ② 変更登録(農産物の種類の増加に係るものに限る。) 1件につき 3万円

(3) 変更登録は、いずれも農産物検査を行う場合の能力的変更を伴うものであることから、農産物検査員並びに機械器具その他の設備及びその所在場所については、登録の場合と同様に確認を行う。

成分検査に関する業務の委託関係



(注) → は業務委託